

令和3・4年度 石巻地方広域水道企業団競争入札参加登録申請要領 (建設工事)

1 競争入札参加登録申請者の資格

- (1) 令和2年11月1日現在（以下「基準日」という。）において、本社の営業が直近1年以上営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167号の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (3) 建設業法に基づく建設業の許可を得ており、経営事項審査を受けている者であること。
※経営事項審査の審査基準日は平成31年4月2日以降のものであること。
- (4) 基準日直近1年において、所得税、法人税、消費税及び地方消費税、事業税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 工事に関し、石巻地方広域水道企業団と紛争又は争訟中でない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められる者でないこと。
- (7) 社会保険等に加入している者であること。

2 申請書受付期間

令和2年12月1日から令和2年12月15日まで（ただし、土曜日・日曜日を除く）

※ 12月15日（火）必着

3 申請方法

郵送又は信書便取扱いのものとします（到着日時が確実に確認できる方法に限ります）。

【送付先】

〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新上沼116番地
石巻地方広域水道企業団総務課管財係

「競争入札参加資格申請書類（建設工事）在中」

- (1) 封筒（A4判のファイルが入るもの）に「競争入札参加資格申請書類（建設工事）在中」と朱書きしてください。
- (2) 持参による受付はいたしません。
- (3) 申請書受理票の発行など、到着確認に係る申請者への報告は、当企業団からは一切いたしません（受理票等を同封していただいても返送いたしませんのでご了承ください）。申請書が配達されたかを確認する場合は、申請書の送付依頼先（郵便局・宅配業者）にお問い合わせください。

4 申請書の提出部数

1部

※ 様式第1号①については、原本のほかに複写したものを添付してください。

5 競争入札参加資格承認書の交付

資格審査の結果、適格と認めた場合は競争入札参加資格承認簿に登録し、競争入札参加資格承認書を交付します。

6 資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

7 提出書類

- (1) 詳細は、3ページから5ページに記載してあります。
- (2) 謄本及び証明書類（写しを含む）については、すべて基準日から3か月以内に発行されたものに限りします。
- (3) 提出書類はフラットファイル（色は水色（青））に綴り込んでください。書類の綴り方は提出書類チェック表に記載してあります。また、フラットファイルはエコロジー商品のものを使用してください。
- (4) 提出書類のうち**様式第1号①（申請書）**及び**別紙1（提出書類チェック表）**はファイルに綴り込むほかにエクセル形式のまま下記アドレスへ送信してください。

アドレス：nyusatu@ishikousui.or.jp

8 注意事項

この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませんので、ご了解ください。

また、各種様式は前回申請の様式から変更になっていますので、ご注意ください。

9 その他

不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

石巻地方広域水道企業団総務課管財係 0225-95-6713（内線225）

○提出書類一覧（「7 提出書類」関係）

番号	提出書類	説明等
<p>※ 番号1から13までの書類は、全業者共通して提出してください。</p> <p>※ 書類の作成にあたっては、この提出書類一覧のほか、申請様式（エクセル）の各種様式記入方法説明を確認してください。</p> <p>※ <u>各種様式は前回申請の様式から変更になっていますので、ご注意ください。</u></p>		
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	企業団【様式第1号①, ②】
2	使用印鑑届兼委任状	企業団【共通様式第1号】 契約行為及び請求書等に使用する印鑑を押印してください。 また、契約行為等を本社以外の営業所・支店等に委任して申請する場合も提出してください。
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	<p>経営事項審査の結果（審査基準日は平成31年4月2日以降のもの）。<u>競争入札参加資格業種については、「総合評定値（P）」が記載されているものに限ります。</u></p> <p>(1) 前記の「1 競争入札参加登録申請者の資格」にも記載のとおり、下記の項目について厳正な審査を行いますので留意いたします。 「その他の審査事項（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の各項目全てが、「有」又は「除外」となっていること。本通知書において、いずれかの項目が「無」である場合には申請できません。ただし、審査基準日から申請日までの間に保険に加入又は適用除外となった場合は、加入等状況を確認できる書類の写しを提出してください。</p> <p>(2) 直近の経営事項審査の結果通知が当該申請の受付期間中に間に合わない場合は、前回のものを提出してください。受付期間以降の審査結果通知につきましては、審査対象外となりますので、速やかに提出をお願いいたします。</p>
4	建設業許可申請書（建設業法施行規則別記様式第1号、委任先で登録する場合は別紙二(2)の写し	代表者の変更があった場合や委任先で登録する場合、支店・営業所の新設や業種の追加・廃止があった場合は、同規則様式第22号の2の写しも提出してください。
5	建設業許可通知書又は建設業許可証明書（原本又はこれの写し）	変更等があった場合はその通知の写しも提出してください。
6	法人 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）又はこれの写し	法務局発行のもの
	個人 身分（身元）証明書又はこれの写し	申請者の本籍地の市区町村発行のものに限ります。
7	法人 印鑑証明書又はこれの写し（実印）	法務局発行のもの
	個人 印鑑登録証明書又はこれの写し（実印）	市区町村発行のもの

番号	提出書類	説明等
8	法人 納税証明書又はこれの写し (1) 国税 (2) 都道府県税 (法人事業税) (3) 市区町村税 ※基準日直近1年分	(1)については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる税務署長発行の証明書(様式その3の3) (2)については、納期限が到来した都道府県税について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 (3)については、法人市区町村民税及び固定資産税(該当しない場合は不要)に係る市区町村長発行の証明書 ※ 支店・営業所等で登録する場合、登録する所在地の都道府県税及び市区町村税の証明書が必要です。 例) 本社が東京にあり、仙台支店で登録する場合 国税 - 東京都所轄税務署、県税 - 宮城県、市税 - 仙台市 ※ 未納がないことの証明書が発行できる場合は、当該証明書も可とします。
	個人 納税証明書、非課税証明書 又はこれの写し (1) 国税 (2) 都道府県税 (個人事業税) (3) 市区町村税 ※基準日直近1年分	(1)については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる税務署長発行の証明書(様式その3の2) (2)については、納期限が到来した都道府県税について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 (3)については、市区町村税、固定資産税(該当しない場合は不要)及び国民健康保険税に係る市区町村長発行の証明書 ※ 未納がないことの証明書が発行できる場合は、当該証明書も可とします。
9	建設業退職金共済組合加入証明書又は中小企業退職金共済事業団体加入証明書の写し	発行組合等が定める様式 基準日からさかのぼって3か月以内に発行されたものの写しとします。
10	工事経歴書	企業団【様式第2号】又は国土交通省地方整備局申請様式 直近1年間の実績を記入してください(直近1年間において実績がない場合は、直近2年間の実績)。また、国土交通省に提出した写しを提出する場合は、当該営業所の工事経歴に色付けしてください。
11	技術者経歴書	経営事項審査申請時に提出の技術職員名簿の写し(A4) 登録申請先(営業所等)に所属している技術者が分かるように印(赤丸等)を付けてください。
12	提出書類チェック表	【別紙1】
13	返信用封筒 (承認書送付用)	長3封筒に84円切手貼付の上、住所及びあて名を記入してください。
<p>※ 管外業者(石巻市及び東松島市以外の県内業者、県外)につきましては以上が提出書類となります。</p> <p>※ 5ページの番号14及び15の書類は、企業団管内(石巻市及び東松島市)に本社又は営業所を有する者のみ提出してください。</p>		

番号	提出書類	説明等
<p>※ 以下、番号14及び15の書類は、企業団管内（石巻市及び東松島市）に本社又は営業所を有する者のみ提出してください。</p> <p>※ 当該書類は、承認及び格付内容に反映されるため記入漏れ等ないように確認してください。</p>		
14	技術者資格調書	<p><u>企業団【様式第3号】</u></p> <p>(1) 該当者全員を記入してください。</p> <p>(2) 水道施設工事にあつては、1級・2級土木施工管理技士等の国家資格者のほか、(公社)日本水道協会「配水管技能者(耐震・一般・大口徑)」登録者がある場合には、当該技術者についても記入してください。</p> <p>※ (公社)日本水道協会「配水管技能者(耐震・一般・大口徑)」登録者の有無は「水道施設工事」における格付要件ではありません。</p> <p>(添付書類)</p> <p>(1) 各資格証の写し</p> <p>ア 1級又は2級施工管理技士の場合 …技術検定合格証明書の写し又は認定通知書の写し</p> <p>イ 監理技術者の場合 …資格者証の写し及び講習受講修了証の写し ※有効期限(5年間)に注意してください。</p> <p>(2) 健康保険被保険者証(所属業者の記載のあるもの)又は雇用関係の確認できる書類の写し</p> <p>ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書(特別徴収義務者用)、賃金台帳のうち、いずれか1通の写し</p> <p>(3) 各資格を受験し、合格証明書等が届いていない場合</p> <p>ア 当該合格通知書の写し</p>
15	当企業団の給水装置工事事業者の指定を受けている者に関する書類	<p>提出は水道施設工事の登録申請者に限ります。</p> <p>以下の(1)から(3)までの書類の提出がない場合は、水道施設工事の格付は付与されないので留意してください。</p> <p>ただし、(3)の工事は企業団の工事であり、新設工事、改造工事又は給水装置工事のしゅん工図の届出を要する修繕工事とします。</p> <p>また、当企業団発注の給水管移設工事又は取付替工事も対象に含めるものとします。</p> <p>(添付書類)</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者証の写し</p> <p>(2) 給水装置工事主任技術者資格証の写し</p> <p>※ 上記「14 技術者資格調書」に記載し提出した場合は不要です。</p> <p>(3) 基準日から起算し、過去2年以内の給水装置工事のしゅん工図の写し(1件分)</p>